

申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問1	指定要件①	文化芸術・スポーツイベントと認められる基準は何か。	○ 新型コロナウイルスの感染拡大防止措置の円滑な実施という観点も踏まえ、文化芸術・スポーツに関連するものであれば幅広く対象とすることを想定しております。
問2	指定要件①	映画館、博物館（美術館・動物園・水族館含む）、テーマパーク等の観覧は、文化芸術・スポーツイベントに含まれるのか。	○ 映画館、博物館（美術館・動物園・水族館を含む）、テーマパーク等の観覧チケット等についても、新型コロナウイルスの感染拡大防止の措置のために閉館・休園となり、前売りチケットの購入者に払戻請求権が発生した場合には対象となります。
問3	指定要件①	カルチャースクール・スポーツジムなど、繰り返し開催されているイベントについても対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問4	指定要件①	文化芸術・スポーツに関するシンポジウム、講演会も対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問5	指定要件①	文化芸術に係る催しと共に、旅行や食事などとパッケージで提供しているイベントについても対象となるのか。	○ 文化芸術・スポーツに関連するイベントであって、その他の要件を満たすものであれば、対象となります。
問6	指定要件②	新型コロナウイルスの感染防止に係る自粛要請が解除された後のイベントについても対象となるのか。	○ イベントの開催時期については、令和2年2月1日以後、令和3年1月31日までに開催する予定だったものを対象としており、例えば、全国レベルでの自粛要請が解除された後だが地方公共団体レベルでの自粛要請は続いているような状態で中止等されたイベントも含まれます。
問7	指定要件③	ファンクラブ会員向けのイベントや商品特典チケットの保有者向けのイベントは、不特定かつ多数の者を対象としたものとして認められるか。	○ ファンクラブの会員権や特典チケットがついている商品が一般に公開された手続きに則って募集されているものであれば、ファンクラブ会員や特典チケット付き商品購入者向けのイベントであっても、不特定かつ多数の者を対象とするイベントとして認められます。ただし、要件⑥のとおり、対価の払戻しが行われるものである必要があることにご留意ください。
問8	指定要件④	仮想空間で開催されたイベントについては対象となるのか。	○ 本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の円滑な実施という観点を踏まえ、実際に人が集まるイベントを念頭に置いて対象とすることとしており、仮想空間上でのみ開催されたイベントについては対象としません。 ○ ただし、当初は実際に人が集まるイベントとして開催予定だった公演・試合等を無観客で配信したものや、仮想空間上での公演・試合等を見るために、実際の会場を準備して開催する予定だったものについては、日本国内で開催予定のイベントとして認められます。
問9	指定要件⑤	新型コロナウイルスの感染拡大防止以外の要因でイベントが中止等となった場合は対象となるのか。	○ 本制度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の円滑な実施という観点を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由とした中止等に限定することとしており、他の要因（出演者・出場者・運営者・会場の事情など）によって中止等となったイベントについては対象としません。
問10	指定要件⑤	延期後にイベントを行う時期は、いつでもかまわないか。	○ 延期したイベントの当初の開催予定日が、令和2年2月1日～令和3年1月31日の間であれば、延期先の日程に関わらず、対象となります。
問11	指定要件⑤	規模縮小して開催したイベントについては、どの程度規模を縮小していればよいかの目安はあるのか。	○ 典型的には無観客公演や無観客試合などを想定しておりますが、縮小の規模感はありません。それによって（全員でなく一部であっても）参加予定者に払戻請求権が発生しているなど、その他の要件を満たす必要があります。
問12	指定要件⑥	「入場料金・参加料金等の対価の払戻しを行う規約等があるもの」の「等」では、どのようなものが想定されているか。	○ チケットの券面等に、払戻しを行う旨を表示してある場合や、事前に規約を設けていなかったものの、実際に中止等となり、今後払戻しを行う旨をHPで予告しているものなどを想定しています。
問13	主催者要件	自治体が主催するイベントについては、対象となるのか。	○ 自治体が主催する行事の中止等に際し、当該行事のチケットに係る払戻請求権の放棄をし、当該放棄額を主催者である自治体に寄附した場合は、自治体への寄附として扱われることになります。 ○ そのため、今回の措置による指定行事の申請に当たり、行事の主催者に自治体が含まれる場合には、当該自治体とよくご相談いただいた上で、申請の可否をご検討ください。自治体とご相談の上でも、申請について悩まれる場合には、今回の措置に係る申請窓口にご連絡ください。
問14	主催者要件	既存の寄附金控除（所得控除又は税額控除）が認められている公益法人等が主催するイベントについては、本制度の対象となるか。	○ 主催者が公益法人等（独立行政法人、公益法人、認定NPO法人等）である場合は、既に、既存の寄附税制の枠組みで寄附金控除を受けることが可能ですが、主催者が税額控除寄附の対象となっていない法人である場合には、本制度を活用することで、税額控除の適用を受けることができるようになります。
問15	主催者要件	イベントの開催について最も大きな責任又は利益を有する者はどのように特定すればよいか。	○ イベントによって様々ですので一概には申し上げられませんが、原則として、主要な費用である①出演料・出場料、②会場費及び③制作費の合計の大半（過半数）を支弁している者、換言すれば、公演が延期・中止等になった場合に主たる債務のリスクを負っている者となります。 ○ 開催された場合の利益配分の考え方に応じて、各イベントごとに関係者と調整の上、必ず一つの主催者に絞り込むようにしてください。
問16	STEP1	同じ名称の公演・試合等を複数の日程で開催している場合、開催日毎に申請を行わなければならないのか。	○ 同じ主催者が同じ場所で実施している複数の公演・試合等がある場合は、主催者の判断により一つのイベントとして申請していただいても構いません。ただし、公演や試合毎にイベントの名称や開催場所が異なる場合は、それぞれ別のイベントとして申請してください。
問17	STEP1	シーズンチケット代の払戻請求権の放棄を税優遇の対象にしたいが、どうすればよいか。	○ シーズンチケットの対象試合の中に文部科学大臣の指定行事が含まれており、当該指定行事の中止等に伴い当該シーズンチケットの払戻請求権が生じている場合には、対象試合の全てが中止等となっていなかったとしても、当該払戻請求権が生じている部分の放棄について今回の措置の対象と取り扱うことができます。
問18	STEP1	一部のチケット等だけを今回の制度の対象とすることは可能か。	○ 本制度に係る文部科学大臣の指定は、チケット等についてはなくイベントについて行うものです。そのため、法令上や文部科学大臣の指定においては、チケット等ごとの取扱いに差を設けることはしていません。 ○ 指定を受けたイベントについて、参加予定者が購入したチケット等の種類によって税優遇を受けられるか否かが変わるの本来合理的ではないことから、原則として、当該イベントに関する全てのチケット等について、参加予定者からの申請受付・証明書発行事務を行っていただくことが適当と考えられます。 （※）ただし、一部の種類のチケットについて、購入・払戻しの履歴を確認することが困難である等のやむを得ない事情がある場合に、当該種類のチケットについて参加予定者からの申請を受け付けないことを妨げるものではありません。その場合、参加予定者への便宜のため、その旨を主催者のホームページ等であらかじめ周知してください。
問19	STEP1	複数の文化芸術・スポーツの種類にまたがるイベントの場合は、どの種類を選択すればよいか。	○ イベントの実態に応じて、最も適切な種類を一つお選びください。
問20	STEP1	包括契約等により申請するイベントに係る会場利用契約書が存在しない場合は、包括契約書類等を提出しても構わないか。	○ 申請するイベントについて、当該会場を使用する予定だったことが分かる資料であれば、構いません。

申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問2 1	STEP1	自己保有の会場を使用した場合に提出が必要となる会場図とはどのようなものか。	○ イベントの開催に当たって、対外的に告知している会場に関する地図などがあれば、当該資料をご提出ください。そのようなものがなければ、当該会場のレイアウト図や外観写真などに関する資料をご提出ください。
問2 2	STEP1	チケットの販売実績に係る資料については、確定した実績を記入しなければならないのか。また、券種ごとの実績を示す必要があるか。	○ 申請時において見積もることが可能な実績であって、概算でも構いません。また、申請するイベントに係るチケット等の販売総数を提出いただければ、券種ごとの数を計上いただく必要はありません。
問2 3	STEP1	仮申請を行った後に、申請を取り下げることが可能か。	○ 可能です。その際、仮申請時に登録したメールアドレスから申請窓口あてにその旨をご連絡ください。（お電話では受付できません。）
問2 4	STEP1	仮申請後、いつまでに添付資料を提出すればよいか。	○ 速やかな提出をお願いしておりますが、外出自粛要請等の状況に応じて柔軟に対応いたします。 ○ ただし、法律施行から6か月が経過した後に払戻しを受けた者は、事後的に主催者に払戻分を返還しても放棄とみなされず、特例の対象にならない（経過措置の適用を受けられない）こと等にご留意ください。また、イベント参加予定者が確定申告を行うまでに指定行事証明書及び払戻請求権放棄証明書を発行することが必要なことから、放棄した翌年の1月31日までには提出いただくようお願いいたします。
問2 5	STEP1	指定を受ける前から、本優遇措置に対して申請していることを広報しても良いか。	○ 構いません。なお、必要記載事項を登録いただいた段階で、仮申請を受け付けたイベント・主催者については、文化庁・スポーツ庁のホームページ上に掲載させていただきます。
問2 6	STEP2	指定を受けたことについて、主催者から直接ではなく、関連事業者に参加予定者への情報提供等を依頼しても構わないか。	○ 構いません。
問2 7	STEP2	参加予定者の払戻請求権放棄の意思確認や証明書発行の事務を第三者に委託しても構わないか。	○ 証明書の発行主体は主催者である必要がありますが、事務手続きについては第三者に委託しても構いません。
問2 8	STEP2	参加予定者の払戻請求権には、主催者以外の者が徴収しているチケット発行手数料も含まれるのか。	○ 今回の措置では、申請のあった主催者と参加予定者の間に発生している払戻請求権を対象としており、関係事業者（プレイガイドなど）がチケット発行に当たって参加予定者から徴収している手数料等は、当該請求権に含まれません。 ○ 参加予定者の便宜のため、主催者は払戻請求権の放棄を受け付けるにあたって、チケット発行手数料等が払戻請求権に含まれない旨を、周知してください。
問2 9	STEP2	具体的に、払戻請求権放棄の申請者が、払戻請求権を有する者であることをどのように確認すればよいか。	○ 自身や委託先などの購入履歴を確認する、チケット現物を回収する、チケットの払戻しに係る郵便振替払出証書を回収する等の方法によりご確認ください。基本的には、払戻しを行う際に購入者であることを確認されると思いますので、その方法を用いていただくことになるものと考えております。
問3 0	STEP2	チケット等がQRコードなど電子チケットで発行されている場合であっても構わないか。	○ 電子チケットであっても、主催者が入場料金等が支払われたことを確認できる証憑として認めるものであり、当該チケットを独占的に使用できる者が払戻請求権を保有していると認められるのであれば、構いません。
問3 1	STEP2	チケットではなく、カタログやリストバンドなどを入場に必要なものとしている場合でも構わないか。	○ チケットでなくても、主催者が入場料金等が支払われたことを確認できる証憑として認めるものであり、当該物品を保有している者が払戻請求権を保有していると認められるのであれば、構いません。 ○ ただし、その場合であっても、当該物品を回収するなどの方法により、申請者が払戻請求権を有することをご確認ください。
問3 2	STEP2	払戻を行っていないチケットの原本を保有しており本特例措置の適用を受けたいと考えているが、記念のためチケットを保有しておきたいという参加予定者がいるため、回収せずに確認しても構わないか。	○ 参加予定者からの払戻請求権の放棄に係る申し出を受ける際には、原則としてチケット等の原本を一度回収した上で、ご確認ください。 ○ もし参加予定者から当該チケットの返還の希望がある際には、チケット等の原本を参加予定者に返還していただいても構いませんが、その場合、当該チケット等が既に払戻請求権を放棄した証憑であることが明確にわかるように（放棄済みの印字など）した上で、返還するようにしてください。
問3 3	STEP2	払戻請求権放棄証明書の発行は、いつまでに行えばよいか。	○ 払戻請求権放棄証明書は、参加予定者が確定申告の際に添付できるよう、放棄した翌年の1月31日までに発行してください。発行する際には権利を放棄された参加予定者の方にその旨をよくご説明ください。
問3 4	STEP2	払戻請求権放棄証明書を譲渡・売却することはできるのか。	○ 譲渡・売却はできません。
問3 5	STEP3	年末調整の対象になるのか。	○ 寄附金控除については、年末調整の対象とはなりません。参加予定者に確定申告をしていただく必要があります。
問3 6	STEP3	複数のチケットを保有しており、それぞれについて、指定の証明書の発行を受けているが、その場合はどのように申告すればよいか。	○ 払戻請求権を放棄した全ての金額を申告することとなります。
問3 7	STEP3	他の寄附金控除と合算することができるか。例えば、チケットの購入金が2,000円以下だが、他の寄附金と合算すればそれを超える場合は、寄附金控除の適用を受けることが可能か。	○ 他の「（所得税法上の）特定寄附金」との合計額から2,000円を差し引くこととなります。したがって、チケット購入額が2,000円以下であったとしても、他の「（所得税法上の）特定寄附金」との合計額が2,000円を超えれば、寄附金控除を受けられます。
問3 8	STEP3	学生や専業主婦など所得税の納税義務を持たない者がチケットの払戻請求権を放棄した場合、その分の寄附金控除について、同じ世帯の納税義務者が受けることは可能か。	○ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、学生や専業主婦の方のチケット代金を親や配偶者が負担している場合には、その負担している方が寄附金控除を受けることとなります。 ○ なお、主催者への申請は、チケット購入者が行うこととなりますので、チケット購入者とチケット代金の負担者が異なる場合には、申請書にチケット代金を負担した者の氏名とその方が放棄した金額などを記載してください。
問3 9	STEP3	友人分のチケット代を立て替えて購入したような場合、寄附金控除を受けられるのは誰か。	○ 今回の特例の対象者は、チケット代金を負担した者となりますので、あなたが友人分のチケットの代金を立て替えて支払ったとしても、寄附金控除を受けられるのはチケット代金を負担した友人になります。 ○ なお、主催者への申請は、チケット購入者（あなた）が行うこととなりますので、申請書にチケット代金を負担した者（友人）の氏名とその方が放棄した金額などを記載して申請してください。
問4 0	STEP3	複数のチケット代金の払戻し分を寄附した際に、公益法人等が主催する行事とそれ以外の法人等が主催するものが混在して、合計額で20万円を超えている場合には、どうしたら良いのか。	○ 既存の寄附金控除が認められている公益法人等が主催したイベントと、公益法人等以外の法人等（例えば株式会社）が主催したイベントの係るチケット代金の払戻し分を合計して20万円を超えて寄附している場合には、既存の寄附金控除が認められている公益法人等以外の法人等（例えば株式会社）が主催したイベントに係るチケットの払戻し分は本制度を、公益法人等が主催したイベントのチケット代金の払戻し分は既存制度を選択することで、税優遇を最大限に活用できるものと考えられます。

申請者向けQ & A（4月30日版）

文化庁・スポーツ庁

※このQ & Aは随時更新していきます。

設問番号	項目	質問	回答
問4 1	経過措置	既に払戻しを受けてしまっている場合、払戻分を再度返還することで特例を受けることはできるのか。	<p>○ 法律の施行から9か月以内（令和3年1月29日まで）に主催者に払戻分を返還した場合には、今回の特例でいうところの払戻請求権を放棄したものとみなし、寄附金控除を受けることができます。この場合についても、申告者は指定行事証明書の写しや払戻請求権放棄証明書を主催者から入手する必要があります。</p> <p>○ このような取扱い、法律施行の前に払戻しを受けていた者や法律施行後の間もない時期に払戻しを受けた者に配慮するための経過措置です。法律施行から6か月（令和2年10月30日）が経過した後に払戻しを受けた場合は、今回の特例の対象とはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>○ なお、主催者やプレイガイドのシステム上の問題でどうしても一度返金を受けてしまうような場合、当該返金が行われる前に、主催者が、参加予定者の請求権を放棄する意思を明確に確認している場合には、その一時的な返金のために本件の特例を受けられなくなることはありません。</p>
問4 2	その他	今回の措置では、法人がチケットの払戻請求権を放棄した場合は対象とならないのか。	<p>○ 法人が、イベントを中止等した主催者に対し、入場料等の払戻しを請求せず、当該払戻請求権の放棄をした場合においては、その主催者が法人の取引先であり、その主催者の復旧を支援することを目的として、被害が生じた後、相当の期間内に行われていることが書面などにより確認できるものについては、交際費等や寄附金に該当せず、全額損金として取り扱うことができます。個別の取扱いに関しては所轄の税務署にご相談下さい。</p>